

きは、この限りではない。

- 3 甲の検査合格をもって乙からの引き渡しを完了したものとする。

第6条 乙は、前条に規定する甲の検査により発見できないような工事目的物の契約不適合が判明した場合、引き渡し完了の日から1年間かかる契約不適合について乙がこれを認めた場合には、乙の責任においてこれを修補又は改造するものとする。ただし、かかる契約不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合及び天災、自然災害等の甲又は乙の責めに帰さない事由により生じた破損等についてはこの限りではない。

第7条

1. 甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれか1つにでも該当した場合は、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

①他の当事者が差押、仮差押または仮処分を受けたとき

②他の当事者の振出、裏書、保証にかかる手形または小切手が不渡りになったとき

③他の当事者につき、破産手続開始、民事再生、商法上の整理開始、特別清算、会社更正開始のいずれかの申立があったとき

2. 甲又は乙は、相手方の本契約上の債務不履行が相当期間を定めてなした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。

3. 第1項及び前項の場合において、甲又は乙は、被った損害の賠償を請求することができる。

4. 甲又は乙は、相当の対価及び損害の賠償金を支払うことにより、本工事着手後であっても、本契約を解除することができる。

5. 甲は、クーリングオフ制度の利用により、契約日から着工前14日以内に本契約を解除することができる。

第8条

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第9条

本契約及びこれに関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、
甲乙各1通を保有するものとする。

第10条

本契約で施工する外壁塗装工事の保証●●年とする。【●●塗料】

第11条

本契約で施工する屋根塗装工事の保証を●●年とする。【】

第12条

本契約で施工するシール工事の保証を●●年とする。【】

第13条

本契約で施工するバルコニー防水の保証を●●年とする。【】

第14条

本契約工事の施工箇所の経年での汚れ、既存下地からの劣化は保証対象外とする。

第15条

天災、自然災害で生じた破損、劣化等は保証対象外とする。

*【火災保険等に対応するため】

第16条

屋根カバー工事は●●年保証とする。【】

第17条 【使用建材・資材】

外壁塗料：

木部塗料：

付帯部塗料：

基礎塗料：

雨樋：

内装工事：

内装工事：

以上

本書作成日：令和●年●●月●●日 吉日

令和 ●年 ●月 ●日

甲：●●●●●●●●●●

●● ●●● 様

⑩

乙：神奈川県横浜市青葉区桜台 25-1 桜台ビレッジ 1 F8 区画

株式会社 善 代表取締役 森正和

⑩